

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

社会情勢の変化を踏まえ、自転車等利用者の一層の利便性向上を図るため、第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場を利用することができる車両を追加する等の改正を行う。

2 改正内容

(1) 特定自転車駐車場における利用可能対象車両の追加

自転車駐車場	追加する対象車両
第1種特定自転車駐車場	・ 特定小型原動機付自転車 ・ 一般原動機付自転車 ・ 普通自動二輪車（総排気量0.125リットル以下、定格出力1.0キロワット以下のもの。側車付きのものを除く。）
第2種特定自転車駐車場	・ 特定小型原動機付自転車

この追加により、条例名称における「自転車」を「自転車等」に変更する。

(2) 追加車両に係る特定自転車駐車場使用料の上限額の設定

ア 第1種特定自転車駐車場

種別	区分		使用料（年額）
特定小型 原動機付自転車	区民	一般	4,000円
		学生	2,800円
	区民以外	一般	5,000円
		学生	3,500円
一般原動機付自転車 普通自動二輪車	区民	一般	8,000円
		学生	5,600円
	区民以外	一般	10,000円
		学生	7,000円

イ 第2種特定自転車駐車場

利用形態	種別	区分		使用料（月額）
定期利用	特定小型 原動機付自転車	区民	一般	2,000円
			学生	1,400円
		区民 以外	一般	2,500円
			学生	1,700円

(3) 撤去対象車両の追加及び撤去費用の設定

ア 放置車両又は特定自転車駐車場の不適正利用車両として撤去することができる車両に当該追加車両を加える。

あわせて、撤去した車両が引取りのないまま相当期間経過した場合に、売却してその売却代金を保管すること、及び撤去車両の返還に代えてその売却代金を払い渡すことについて明確化する。

イ 撤去費用の設定

種別	撤去費用
特定小型原動機付自転車	5,000円
一般原動機付自転車	10,000円
普通自動二輪車	10,000円

(4) 付置義務自転車駐車場における対象車両への特定小型原動機付自転車の追加

(5) 施錠その他適切な措置を講ずる義務規定の追加

3 施行期日

令和7年1月1日とする。

ただし、特定自転車駐車場の利用に係る必要な手続その他の準備行為は、施行期日前においても行うことができることとする。